

氏名	李昇燁
学位(専攻分野)	博士(文学)
学位記番号	文博第409号
学位授与の日付	平成19年11月26日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
研究科・専攻	文学研究科現代文化学専攻
学位論文題目	植民地の「政治空間」と朝鮮在住日本人社会

論文調査委員 (主査) 教授 永井 和 教授 紀平英作 教授 水野直樹

論文内容の要旨

本論文は、1910年の韓国併合から1930年代初期に至るまでの時期における民間の政治運動、特に朝鮮在住日本人社会（以下、「在朝日本人」と略す）の活動を分析したものである。

本論文の課題は次の通りである。まず、在朝日本人および朝鮮人社会の利害と要求を究明し、それが如何に政治運動として表面化し、進展していったのかを分析する。在朝日本人社会の政治運動の動機および動力、そしてその具体的な要求内容を究明することにより、植民地統治権力から自律性を持った民間部門の政治的動学を解明することができる。また、日本統治に協力的であった朝鮮人上層部が如何なる点で在朝日本人と利害が一致し、如何なる部分で差異を有し、対立していたのかを明らかにする。

二つ目に、朝鮮総督府を中心とした植民地統治権力、在朝日本人および朝鮮人上層部の三つの政治主体を設定し、植民地の政治空間におけるこの三者の対立と協力の相互関係を眺望する。もちろん、この三者からなる汎支配ブロック内部の政治的關係のみならず、外部の変数、すなわち朝鮮民族運動や「内地」の中央政府、中央政界の諸勢力、「内地」の民間部門との關係についても、必要な範囲で考察の対象とする。

時期によって、また事案によって、植民地朝鮮の汎支配ブロック間、そして「内地」の諸勢力間にさまざまな対立の軸が形成された。近年、朝鮮または台湾植民地研究において、植民地統治をめぐる多様な動因と対立・協力の相互関係を究明する研究が進んでいる。本論文は植民地社会の民間部門を考察することで、重層のかつ力動的であった植民地の政治過程の解明にむけて糸口を探り、今後の「植民地政治史」構成に向け、歩を進める資としたい。

以上のような課題を解明するために、本論文は、次のような五つの章を立て、在朝日本人社会と植民地統治に関する考察を行った。

第一章では、1910年の韓国併合とともに展開された「武断統治」下における在朝日本人について考察した。韓国併合時に発せられた寺内正毅朝鮮総督の「諭告」では、在朝日本人に対する取締の強化が闡明にされていた。寺内は、同一法域内での単一な人身支配の上に植民地独裁体制を構築することをめざし、そのため、在朝日本人社会は、統監府時代以来つちかっていた植民者としての特権を一挙に否定されることになった。統治権力は在朝日本人に植民地統治への協力者の地位を認めず、単なる「被治者」として位置づけた。民間の政治勢力となるおそれのある在朝日本人上層部は、要視察人に指定され、警察による監視対象にすらなったのである。

かかる基調の下で、治外法権の廃止、租界地の回収、朝鮮地方行政の再編がおこなわれ、在朝日本人の自治組織である居留民団も撤廃された。各地の居留民会を中心に「自治権擁護運動」が展開されたが、1913年10月の府制公布により在朝日本人の自治の歴史は幕を閉じたのであった。

この運動については何点か注目を要する部分がある。まず、1910年代の政策に対する在朝日本人社会最初の反対運動であったこと。それまで嚴重な言論取締りなどについては沈黙を守った在朝日本人社会（特に地域エリート集団）であったが、

居留民団撤廃に際しては積極的な動きを見せたのである。また、この運動を主導した集団が、その後もそのまま一つの政治勢力として存続し、在朝日本人の運動を主導していった点も看過できない。1920年以降の「文化統治」期に入ると、植民地独裁体制に対する在朝日本人の不満は、様々な権利要求や利害集団の運動として表れるようになるが、のちに参政権問題や植民地政策をめぐる要求運動において主軸を担うことになる甲子倶楽部の中心は、1910年代の「自治権擁護運動」勢力によって形成されたのだった。

1910年代の在朝日本人の「民権」論が、朝鮮人に対する民族差別に裏づけられた植民者のイデオロギーであったことは指摘しておかねばならない。居留民団撤廃問題をめぐって、統治権力側が「一視同仁」「鮮人同化」の建前を掲げて、朝鮮人と等しく政治的権利を奪おうとしたことに対して、同じ建前を掲げながらも彼らは差別待遇（在朝日本人のみの優遇）を求めていたのである。彼等の統治権力に対する抵抗とは、植民者としての「当然の権利」を剥奪した「武断統治」への不満がその根底にあり、朝鮮人の権利拡張を同時にめざす「民権」論ではなかった。

「自治権擁護運動」と並んで1910年代の在朝日本人の運動として注目すべきは「増税反対運動」である。寺内総督の二大経済政策（朝鮮会社令、朝鮮財政の独立）は、いずれも在朝日本人社会には受け入れがたいものであった。とくに朝鮮独立財政計画は、当然の結果として予算緊縮と増税を齎し、地税が主な税源であったため、地主を中心とした在朝日本人の反対運動が1914年から展開するのであった。

第二章では、独立を求める朝鮮民衆の三・一運動に直面した在朝日本人社会の対応と動向について考察した。在朝日本人の対応は一様でなく、その居住地域の人口規模によって左右されていた。比較的治安体制が整っていた都市地域では、自ら武装自衛団を組織し、朝鮮人示威運動者に対してリンチ的な攻撃を敢行する傾向がみられた。一方、山間僻地など、在朝日本人人口が絶対的に劣勢な地域では、軍隊や憲兵、警察に保護を要請するか、あるいは都市地域に引き揚げる場合が多かった。

在朝日本人と朝鮮民衆とが激しく衝突した事例は、地方小都市（指定面、のち邑）で多く確認される。これらは地方における示威運動の中心であると同時に、在朝日本人人口比率が低く、軍警の物理力も充分でない地域であったため、在朝日本人の武装自衛団が軍警と協力して朝鮮人示威群集に対する防衛・鎮圧活動に従事したからであり、銃器の使用が確認できる地域も数ヶ所ある。かかる在朝日本人の行動は、鎮圧に苦戦していた統治権力側にとっては、有効活用できる戦力であったと同時に、過剰な暴力使用によって朝鮮人の感情を更に悪化させる恐れのあるものでもあった。

三・一運動期における在朝日本人の活躍は武装自衛団活動に止まらない。学生は示威運動の主導集団の一つであったために、各官立学校では、主に日本人の教員が中心となって、学生の監督や懐柔、処罰を行い、運動参加を阻止した。更には参加学生の身柄を警察に引き渡す事例もあった。また、朝鮮商人の一斉閉店運動に対して、商業会議所の日本人役員が開店交渉をなしたり、各婦人会が自衛団や軍警の世話をすることもあった。

激しい示威運動が鎮静化したあとも、地方レベルでの朝鮮民衆の対日感情は悪化しつづける一方であり、在朝日本人の多数が日常的に不安を感じざるをえない状態が続いた。しかし、三・一運動前から日本人と朝鮮人の経済交渉が活発であった一部の地域では、運動の鎮静後、速やかな関係改善が行われる事例もあった。これは、第四章以下でとりあげる「内鮮合同」の政治運動が、なぜ可能であったのかを理解する際に、一つの手がかりとなりうる。

第三章では、三・一運動直後の「文化統治」の政治空間を考察した。三・一運動をきっかけに朝鮮支配政策上に変化が生じた。「文化政治」と命名された支配体制の変容は、在朝日本人社会に新しい体制構築への期待を抱かせるとともに、朝鮮人への過大な譲歩をもたらしかねない不安要因としても認識された。

韓国併合後10年間、自治権を始め、言論・出版および政治活動の自由を奪われ、さらには強硬なる財政独立政策と会社令体制によって経済面における成長が阻害されてきたがゆえに、「武断統治」の終息は在朝日本人社会にとり歓迎すべきことであった。彼らは、新しい統治体制の構築に便乗して、これまで抑圧されてきた権益の拡張を計り、体制再編に影響力を行使しようとした。

しかし、統治権力側は三・一運動直後には治安回復を統治の第一目標としており、そのため朝鮮人社会に対してある程度の宥和政策を施さざるをえなかった。その背景には、在朝日本人および下級官僚の差別的姿勢が朝鮮人の人心悪化をまねいた要因の一つであり、彼等に対する牽制・取締が必要であると、総督府上層部が認識していたことがあげられる。また、

「文化政治」の開かれた「政治空間」で自らの権益拡大を狙って影響力を及ぼそうとした在朝日本人と、同じ場で、同じように行動せんとした朝鮮人上層部間との対立も避けられないことであった。

このようにして、朝鮮人優遇策、治安不安や日本人圧迫問題などをめぐって、統治権力と在朝日本人社会との間に対立構図が形成された。当初は「文化政治」を歓迎した在朝日本人社会の輿論は次第に悪化し、ついには「文化政治の失敗」を宣言するまでに至った。1920年10月に開かれた「全鮮内地人実業家有志懇話会」では、「文化政治」に対する全面批判が行われ、憲兵警察制度の復活や移民拡大等の強硬策が提示された。しかし、統治権力側はかかる要求を正面から批判し、受けつけなかった。それ以後在朝日本人社会はしばらく政治空間から退場する。

在朝日本人は、1924年の「全鮮公職者大会」の開催を機に政治空間に再登場するが、その背景には在朝日本人社会の経済的利害、すなわち利益拡張のために政策決定過程に介入せんとする動機が主な動因として作用していた。また、制限的な「地方自治」制度の下で抑圧されてきた政治的欲求が、内地における普通選挙要求に刺激されて噴出した結果でもあった。この在朝日本人の政治空間への再登場が有する、それまでにみられない特徴は、朝鮮人に対する姿勢が、以前の「排除と分離」から「協力と融和」へと大きく転換している点にあるが、この転換は上記二点によってもたらされたのである。

第四章では、全鮮公職者大会（1924～1930年）を取り上げた。この会議には、朝鮮各地の地域エリートである商業会議所議員、府協議会員、学校組合員、学校費評議員（のちには、府出身の道評議員、指定面出身の道評議員、指定面協議会員も参加）が一堂に集まり、朝鮮統治政策に関する意見を交換したが、さらに要求事項をまとめて、関係要路にロビー活動を行うことも行われた。全鮮公職者会議が出現した背景には、第三章で考察したように、制限された地方自治制度の下での行政当局への反発や、在朝日本人と朝鮮人上層部間の経済的利害関係の共通性が存在していた。

同大会では、参政権獲得、地方自治の拡大、産業開発、教育問題、社会事業など、多岐にわたり朝鮮統治上の重要問題が議論された。最初の参政権獲得要求も、地域エリートたちの経済的利益を内地の中央政府にむけて貫徹させる構造をつくりだす必要から提起されたのであった。また、経済・産業関連の議案としては、朝鮮産業化の基礎となるインフラストラクチャーの整備や、事業資金投下の拡充などが議論された。

一方、同大会では、民族間の葛藤も現れた。在朝日本人側の「衆議院選挙法朝鮮実施論」と朝鮮人上層部側の「朝鮮自治議会論」の選択をめぐる問題や、朝鮮人教育問題などの案件をめぐっては、鋭い意見対立が露呈した。最初、公職者大会に冷淡かつ懐疑的であった朝鮮人言論界も、回を重ねるにつれ、大会を支持するようになり、参加対象者の拡大もあって、植民地における唯一の政治的議論の空間として、同大会は確乎たる地位を占めるまでになった。しかし、次々回大会の予定まで決定しておりながら、公職者大会は1930年開催を最後に、突然の終焉を告げた。

その原因については定かではないが、①1931年以後、宇垣一成総督の赴任とともに朝鮮における参政権議論が消滅すること、②公職者大会が民族間対決の場になりつつあることに対する警察側の警戒、③拡大された地方自治により、地域レベルの政治が一層活発になり、そのため逆に中央レベルでの運動の推進動力が喪失したことなどが考えられる。

第五章では、全鮮弁護士大会（1927～1932年）を中心とした植民地朝鮮の司法制度改革運動について考察した。「六三法」に象徴される外地地域分離、植民地長官への委任立法権付与、そして植民地司法事務に関する管轄権付与により、植民地長官は強力な行政権を保持していた。この強力な権力こそが日本帝国の植民地支配の根幹であった。かかる植民地法制および司法行政について、外地の在野法曹界を中心に改革の要求が唱えられた。1910年代は「三一法」の改正を控えた台湾の法曹界が中心になって、外地司法制度改革運動を展開したが、成果は挙がらなかった。

その後、運動の中心は朝鮮の弁護士集団に移動し、1927年から全鮮弁護士大会が開催される。かつて台湾で要求された「裁判所構成法」「弁護士法」「行政裁判所制度」「訴願法」の施行が司法制度改革の具体的内容であった。さらに、言論・出版・集会の自由、治安関係悪法の廃止、陪審制度の導入、朝鮮の特殊事情を考慮した法制の改廃なども要求された。

かかる司法制度改革の裏面には、その主体を担った弁護士集団の私益追求といった動機があったことは否定できない。とくに、弁護士法の制定および弁護士以外の者による裁判関与の禁止要求は、彼等の地位向上とならんで、独占的利益を確保するために重要であった。しかし、弁護士集団の個別的利益追求は、朝鮮社会一般の法的権利の向上とも背馳せず、朝鮮民衆が切実に要求していた悪法の改正などもふくまれていたため、社会一般の広範な支持を得ることができた。

しかのみならず、朝鮮弁護士集団の活動は、「日本弁護士協会」と「帝国弁護士会」とに分裂して競合していた内地弁護

士団体の支援競争的ともなり、両団体から全面的支援を得ることができた。また、司法権の確立を望む朝鮮総督府裁判所の司法官や権限拡大を望む司法省も「裁判所構成法」の外地適用に賛成の立場であり、それぞれの利害関係が一致した結果、司法制度改革運動はさまざまな諸勢力が朝鮮総督府および拓務省を包囲するような形で展開された。

しかし、植民地総督の司法管轄権は、植民地支配体制の基礎をなすものであり、「裁判所構成法」や「行政裁判所制度」「訴願法」が実施された場合、総督の強力な行政権を前提に成立している植民地支配体制そのものに亀裂を生じさせる恐れがあった。その結果、司法改革運動の主力である弁護士個人の個別利益を充たすことで彼等の動力を奪い、その他の重大事案の成立を回避する方法が朝鮮総督府・拓務省によって選択された。

1936年、内地において新「弁護士法」が公布されたのと前後して、朝鮮、台湾、関東州にもそれに準ずる内容の弁護士関係法令が公布され、弁護士集団の地位向上・権益保護が保障されるようになった。引き続き司法改革運動が展開される可能性もなかったが、1937年の日中戦争勃発後に戦時体制が形成されていく中で、「戦時司法」の名の下に司法権の実質的縮小が断行され、弁護士集団の司法改革運動もその根拠を喪失し、消滅していくしかなかったのである。

論文審査の結果の要旨

本論文は、韓国併合から日中戦争前までのほぼ25年間を対象とした、朝鮮在住の日本人植民者社会の政治史的研究である。本論文の方法的特色は、政治過程が現象する「場」としての政治空間なるものを植民地朝鮮に設定し、在朝日本人の集団をその政治空間における独立した変数、すなわち植民地統治権力たる朝鮮総督府とは協力・支持関係にありながらも、いちおう別個の独立した政治集団として措定するところに、まずみいだされる。

このような視角は、植民地支配に協力的であった上層朝鮮人の集団すなわち親日派朝鮮人に対しても適用され、植民地朝鮮の支配ブロックは、保有する政治的資源と権力とに大きなちがいがあるとしても、植民地統治権力、在朝日本人、親日派上層朝鮮人の3つの集団に分けられ、それぞれが独立のアクターとして、植民地朝鮮の政治空間の構成要素であったとされる。

この3つの要素から構成される支配ブロックの外側に、植民地支配に否定的で独立を求めてやまない朝鮮民族運動の諸集団が対抗勢力として位置し、朝鮮内の政治空間が構成される。さらに日本内地の中央権力（内閣、軍部、議会）や諸勢力（政党、財界、社会運動、メディア等々）がこれに加わって、全体としての「植民地政治空間」が成立するのである。

このような方法的前提のもとに、その政治空間の中で在朝日本人というアクターが、他のアクターとくに支配ブロックを構成する植民地統治権力および親日派上層朝鮮人とどのような相互作用をかわしながら、政治的行動を展開していったのかをはじめて詳細に分析したのが、本論文である。

この方法的特色は、1990年代に日韓双方においてあらわれ、今世紀になって定着した植民地朝鮮についての新しい研究動向に根を有しており、研究史的に言えば、本論文は、在朝日本人の政治史的研究にはじめて本格的にそれを適用したものと位置づけられる。その新しい研究動向とは、それまで主流であった「支配と抵抗」パラダイム、すなわち植民地統治権力とそれに対抗する朝鮮民族運動の二項関係のみを機軸に植民地朝鮮の政治史を構成する立場であるが、それに対して批判的な視点であり、植民地政治空間を重層性・多様性をもつものとしてとらえ、その総体的・構造的把握をめざす流れがそれである。

従来の「支配と抵抗」パラダイムでは、在朝日本人や親日派上層朝鮮人は統治権力にまったく従属したものとしかみなされず、統治権力の手先として糾弾の対象となることはあっても、それ自身が独立したアクターとして政治史研究の対象とされることはなかった。最近になって研究対象の多様化が進み、在朝日本人についても関心がよせられるようになったが、しかしまだ従来のパラダイムから完全に脱却したわけではない。

日本語で書かれた在朝日本人の研究として本論文でも高く評価されている高崎宗司の研究〔2002年〕が、在朝日本人を「侵略の手先」あるいは「植民地支配における『草の根』の担い手」としてとらえようとするあまり、逆に統治権力に従属した「受動的な存在」としてのみ位置づける結果になってしまったことが、論者をして本論文の執筆にむかわせる動機のひとつになったと思われる。いっぽう、論者と同様の方法論にもとづいて1920年代の政治史を包括的に分析した先駆的研究として金東明〔1997年〕があるが、惜しむらくは在朝日本人についての考察が欠けていた。そのことが本論文を成立せしめたも

うひとつの契機であった。

このような方法的視点の有効性がとくに発揮されるのが、第四章と第五章の全鮮公職者大会（1924～1930年）および全鮮弁護士大会（1927～1932年）の考察である。論者の方法的視点と問題意識がなければ、そもそもこれらの歴史的事象が分析の俎上にのせられることはなかったであろうし、またこれほど詳しく事実関係の解明がなされ、学界の共有財産となることもなかったと思われる。その意味で、本論文は、重層性・多様性をもつ植民地政治空間の総体的・構造的把握をめざす方向性を、さらに一歩進めたものと高く評価できる。

本論文は在朝日本人の政治史に関して新しい知見を数多く提出しているが、とくに注目すべき論点は、三・一運動以前の「武断政治」期（1910年代）とそれ以後の「文化政治」期（1920年代）とでは、在朝日本人の政治戦略に大きな転換が生じたとする点である。

韓国併合により、在朝日本人は治外法権に基づく自治権を失い、朝鮮人と同じ無権利状態におかれた。寺内総督は、在朝日本人を朝鮮人と同じ被治者として扱ったため、在朝日本人は、自分たちを朝鮮人と同列に扱う「ヨボ」化政策あるいは朝鮮人優遇政策とみなして、「武断政治」に反対した。彼らの「民権論」は朝鮮人に対する差別意識の上に成り立っており、朝鮮人の「排除と分離」をめざすものであった。ここからは在朝日本人と親日派上層朝鮮人との間に提携関係がうまれるはずもない。

しかしながら、三・一運動によって「武断政治」の拘束が崩されると、自らの利益拡大をめざす在朝日本人と親日派上層朝鮮人の双方が、植民地統治体制の変革を求めるようになり、参政権獲得などの権利要求を前面にうちだすようになった。その過程で、在朝日本人の政治路線は、朝鮮人全般の「排除と分離」から共通の利害を有する親日派上層朝鮮人との「協力と融和」へと転換する。そのメルクマールとなったのが、両者の代表を糾合して開催された1924年の全鮮公職者連合懇話会であった。

1930年まで毎年開催された全鮮公職者大会は、在朝日本人と親日派上層朝鮮人とが、内部対立をはらみつつも（在朝日本人は帝国議会への代表選出をのぞみ、親日派上層朝鮮人は朝鮮議会設立をのぞんだ）、植民地統治権力と独立派民族運動に対抗して、独自の政治的主張を展開できる公共の場として機能したのであった。そのことが本論文によって、はじめて十全に明らかにされた。

以上審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお、2007年6月20日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。